

「平成30年度 阪神港の集貨事業」 (概要)

平成30年6月

阪神国際港湾戦略事務局ポートセールス部会

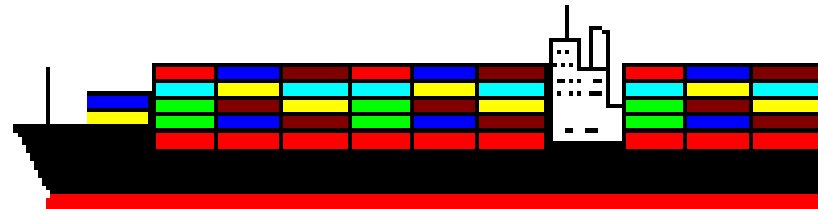


目 目

- I 概要
- II 個別メニュー
- III 事業実施の基本的な流れ
- IV お問い合わせ先

事業のポイント

- 平成30年度に国内他港から阪神港へ転換
及び新規に輸出入を開始
→ **全量**が対象
- 平成29年度に国内他港から阪神港へ転換
及び新規に輸出入を開始
→ **増加分**が対象



事業のポイント

- ご提案頂いた事業について協議の上、業務委託料を決定
(提案単価の根拠が確認できる資料をご提出頂き、
案件ごとに協議)
- 申請は1TEUから受付
- 委託事業終了後に1年以上の事業継続が見込まれること
- 集貨メニュー以外にも、「阪神港」の貨物増加につながるものには、柔軟に対応

→なんでもお気軽にご相談ください。



支援メニュー

区分	事業名
瀬戸内・九州等 西日本からの 集貨	① 国際フィーダー利用促進事業
	② 海外フィーダー等貨物誘致事業
	-1 海外フィーダー貨物等誘致事業
	-2 陸上輸送等貨物誘致事業
国際トランシップ 貨物の集貨	③ アジア広域集貨事業
新規航路の 誘致	④ 新規基幹航路誘致事業
	-1 新規航路誘致事業
	-2 航路サービス拡充促進事業

① 国際フィーダー利用促進事業

主な委託対象者：内航船社

1. 対象事業（概要）

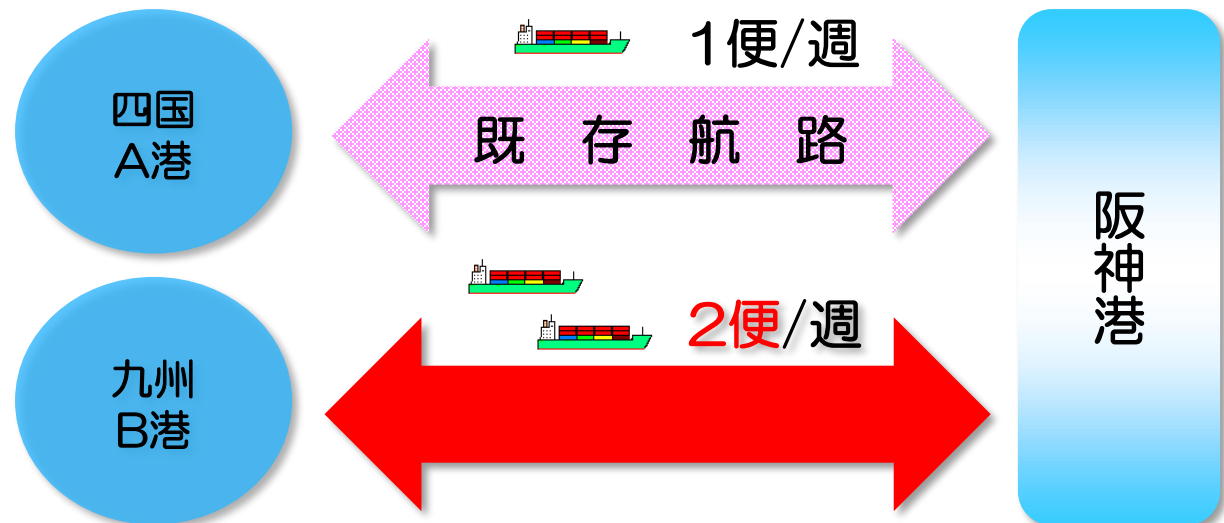
国際フィーダー航路の大型化、新規開設、増便等の事業
（事業開始から一定期間支援）

2. 委託対象者

内航海運業法に基づく免許を有する事業者

3. 委託内容

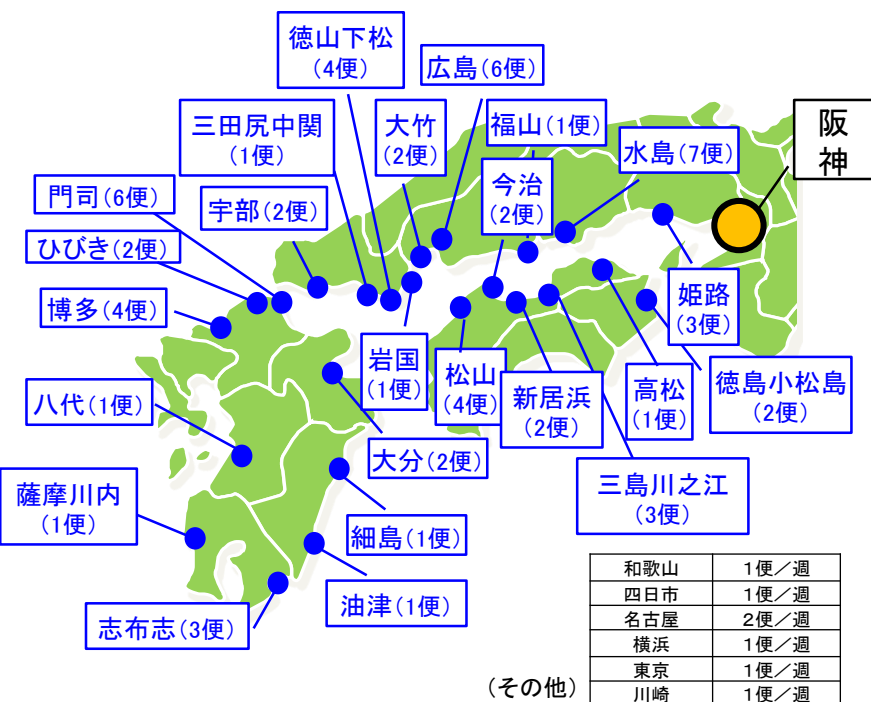
必要経費についてご提案頂き、協議の上、決定



① 国際フィーダー利用促進事業

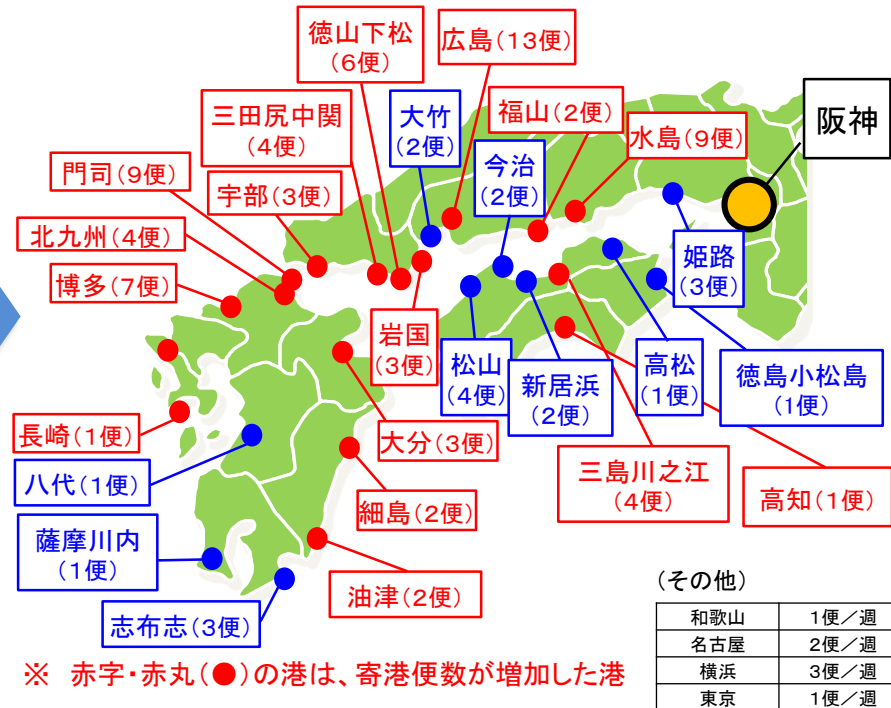
- ・本事業を通じ、国際フィーダー網の強化を促進しています。

事業実施前 (平成26年4月時点)



寄港便数: 68便/週

事業実施後 (平成30年1月時点)



寄港便数: 101便/週

33便/週の増加
「約48%増」

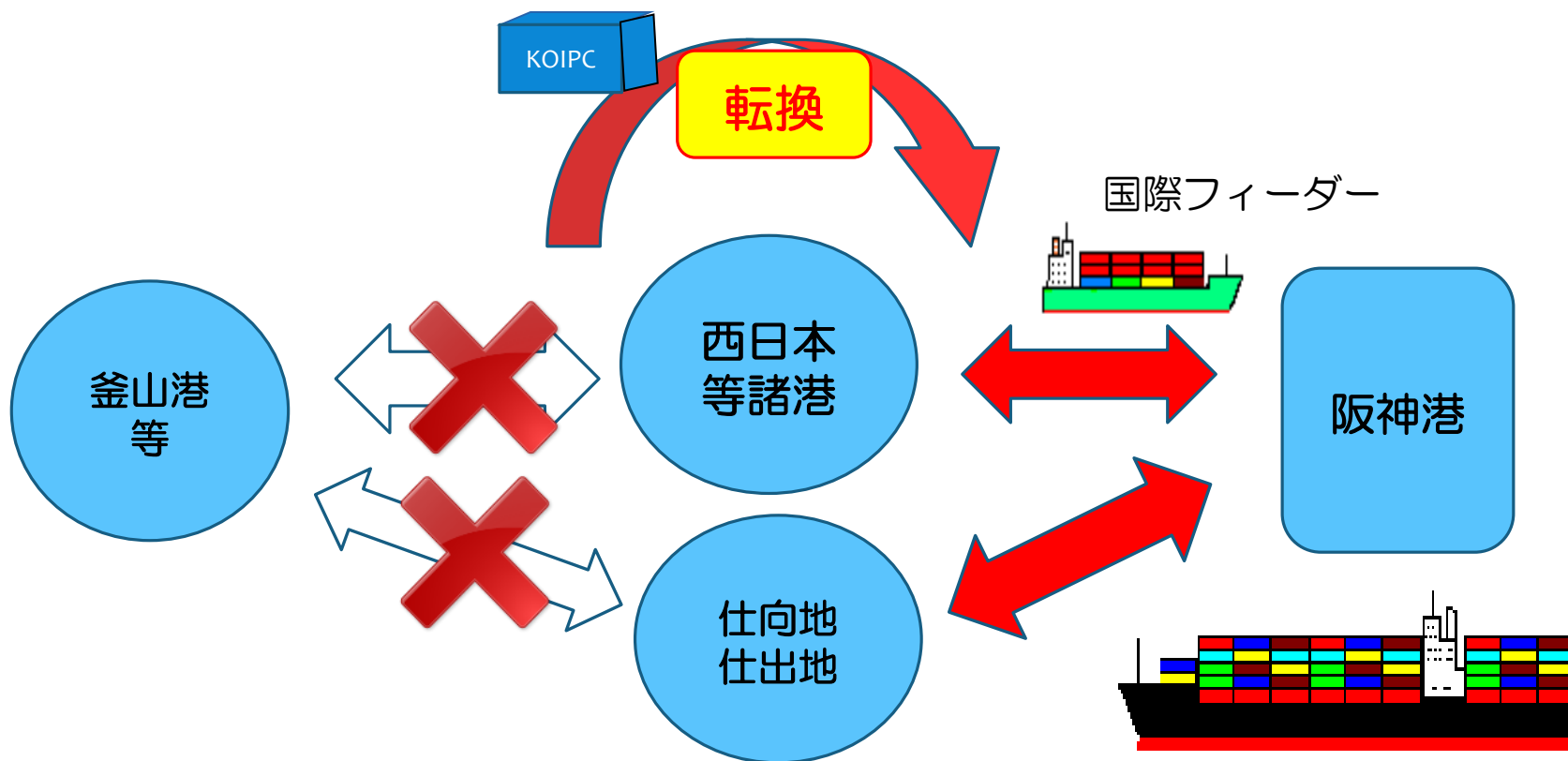
② 海外フィーダー等貨物誘致事業

-1 海外フィーダー貨物等誘致事業

主な委託対象者：
外航船社

1. 対象事業（概要）

国内他港から国際フィーダー船等を利用して阪神港へ転換
及び新規に輸出入を行う事業



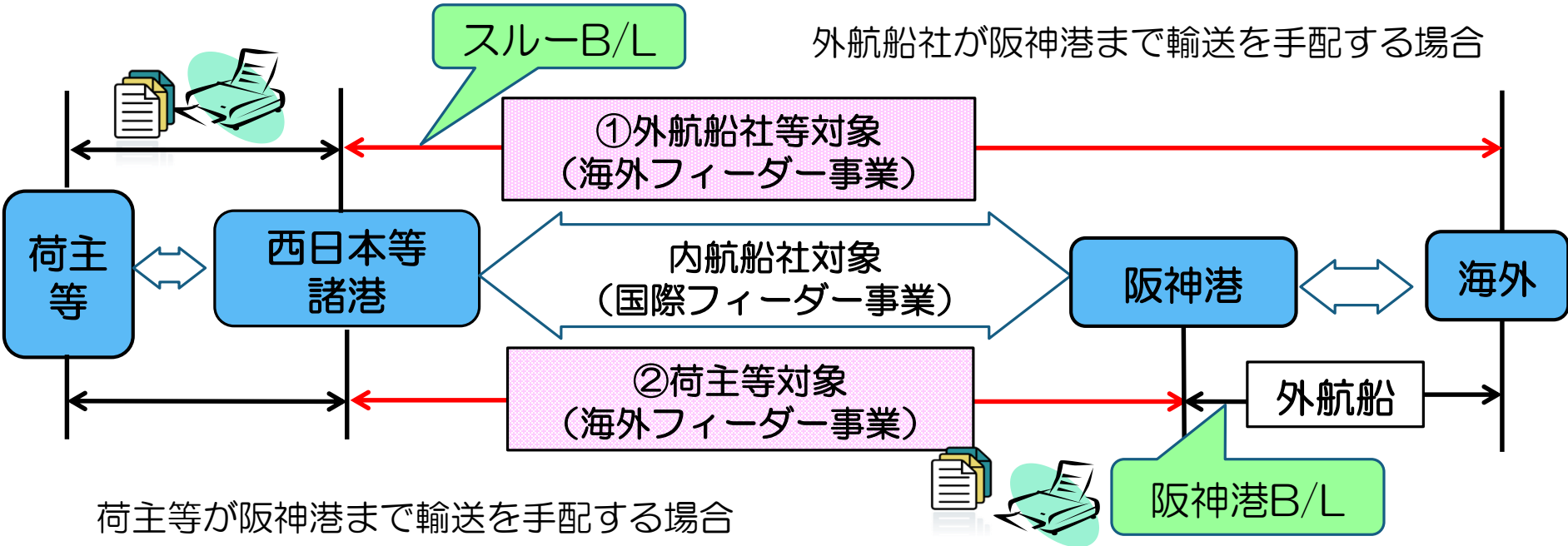
② 海外フィーダー等貨物誘致事業

-1 海外フィーダー貨物等誘致事業

主な委託対象者：
外航船社

2. 委託対象者

- ・ 外航コンテナ船社またはその日本代理店
- ・ 荷主もしくはその代理人



② 海外フィーダー等貨物誘致事業

-1 海外フィーダー貨物等誘致事業

主な委託対象者：
外航船社

3. 委託内容

下記金額を基準に協議の上、決定

1TEUあたりの業務委託料（基準額）

- 九州以遠の港におけるフィーダー貨物の場合、15,000円を基準
- 上記以外からのフィーダー貨物の場合、10,000円を基準
- 阪神港での輸出入貨物の場合、5,000円を基準

② 海外フィーダー等貨物誘致事業

-2 陸上輸送等貨物誘致事業

主な委託対象者：

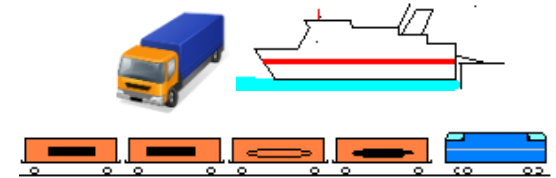
荷主、フォワーダー

1. 対象事業（概要）

国内他港から陸上ルート（トラック、鉄道、フェリー等）を利用して阪神港へ転換及び新規に輸出入を行う事業

2. 委託対象者

輸送依頼者と輸送事業者による共同提案



3. 委託内容

下記金額を基準に協議の上、決定

1TEUあたりの業務委託料（基準額）

5,000円

※リーファーコンテナ等を利用した農林水産物・食品等の国内からの集貨は、1TEUあたり7,000円を基準

- 平成30年度中に開設した物流拠点等からの新規貨物は1TEUあたり2,000円を上乗せ
（阪神港の最寄コンテナターミナルから片道100km以内）

② 海外フィーダー等貨物誘致事業

-2 陸上輸送等貨物誘致事業

主な委託対象者：

荷主、フォワーダー

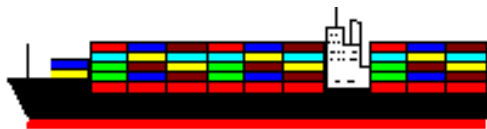
適用事例 1 利用港転換

内陸部の物流拠点：
他港利用から阪神港利用へ転換

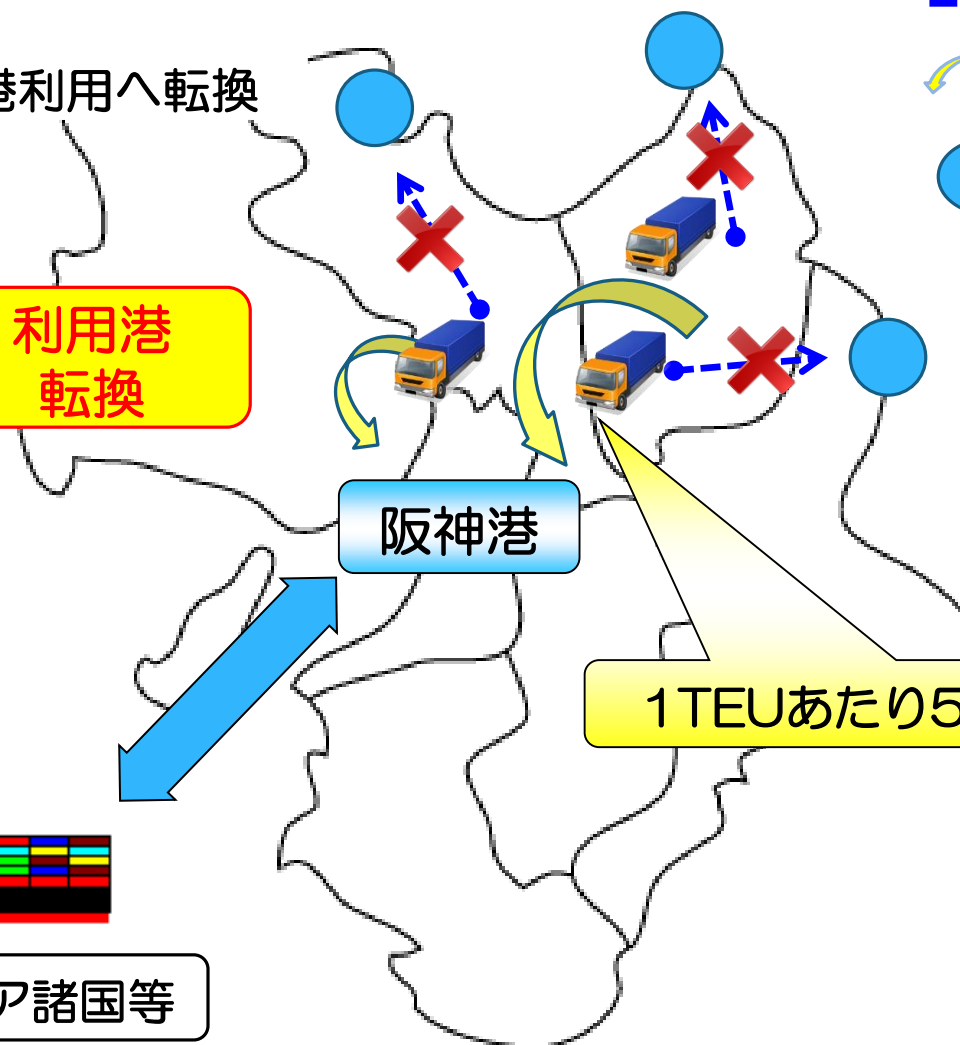
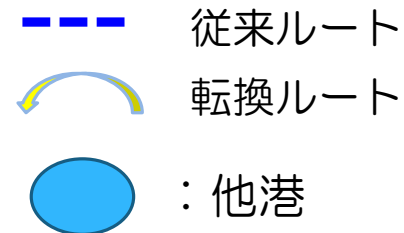
利用港
転換

阪神港

1TEUあたり5,000円を基準



北米・欧州、アジア諸国等



② 海外フィーダー等貨物誘致事業

-2 陸上輸送等貨物誘致事業

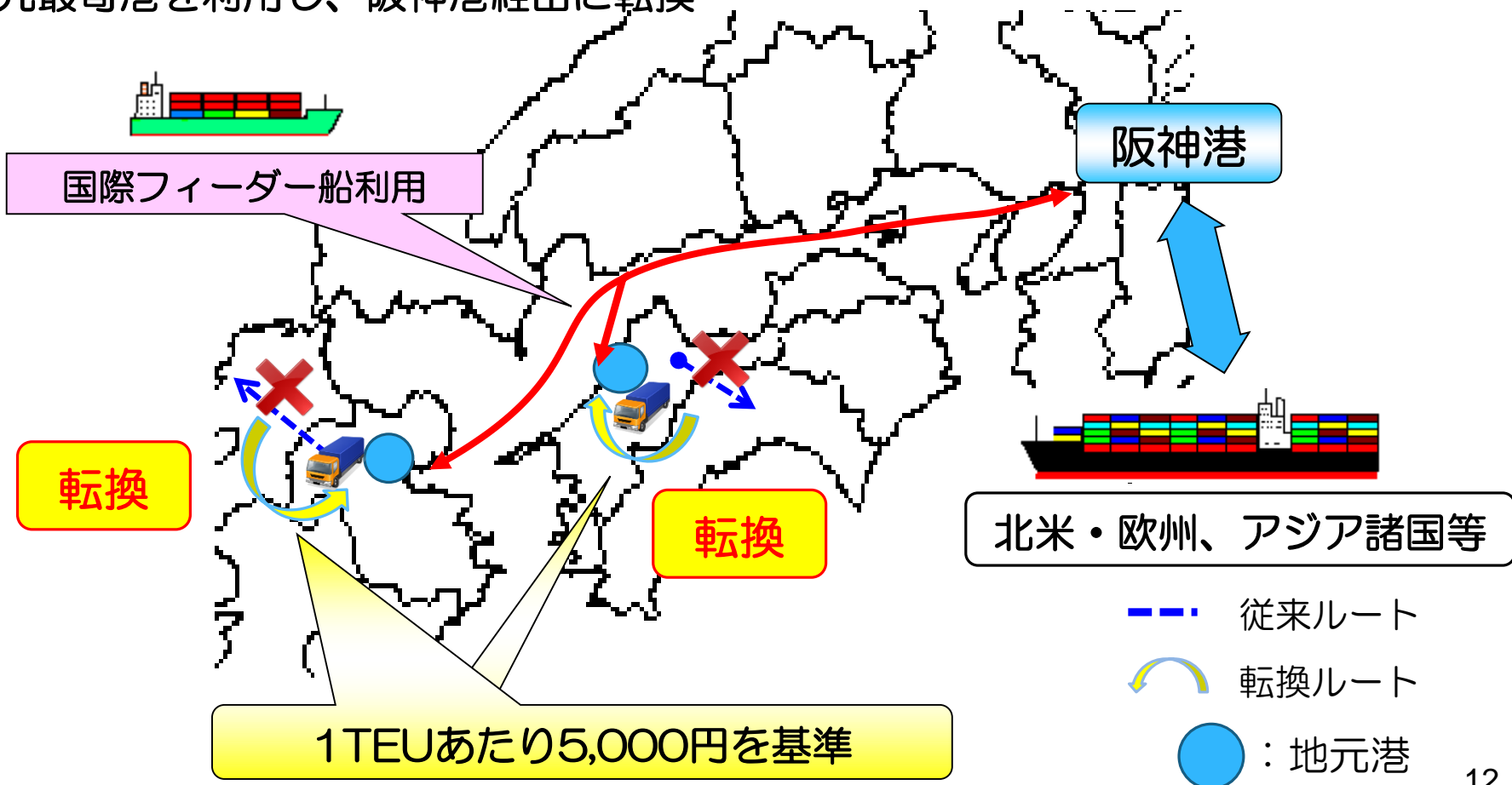
主な委託対象者：

荷主、フォワーダー

適用事例 2 利用港転換（国際フィーダー船利用）

西日本の物流拠点：

他港利用から、国際フィーダー船（内航フィーダー船）が寄港する
地元最寄港を利用し、阪神港経由に転換



② 海外フィーダー等貨物誘致事業

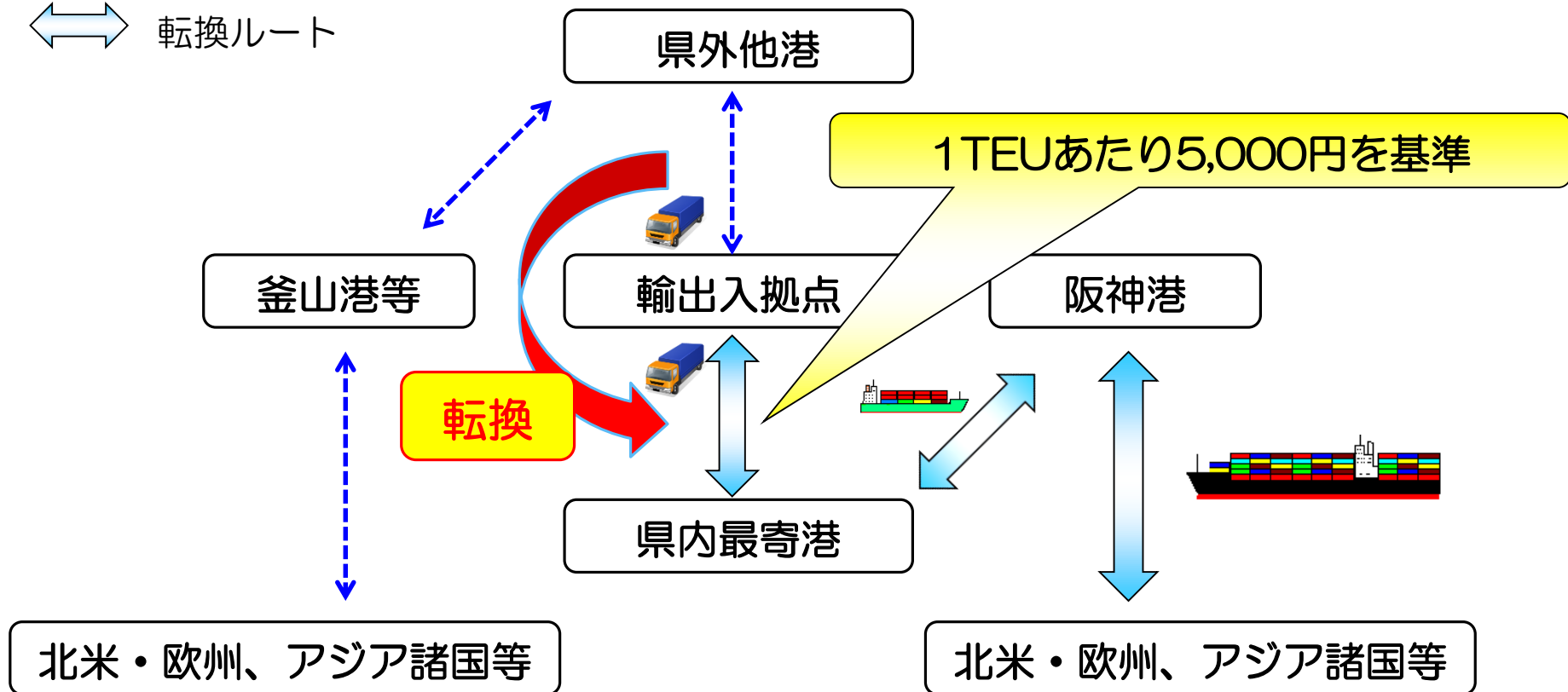
-2 陸上輸送等貨物誘致事業

主な委託対象者：
荷主、フォワーダー

適用事例 2 利用港転換（国際フィーダー船利用）

県外他港利用・釜山港等経由から県内最寄港利用・阪神港経由へ転換

←--> 従来ルート
=> 転換ルート



② 海外フィーダー等貨物誘致事業

-2 陸上輸送等貨物誘致事業

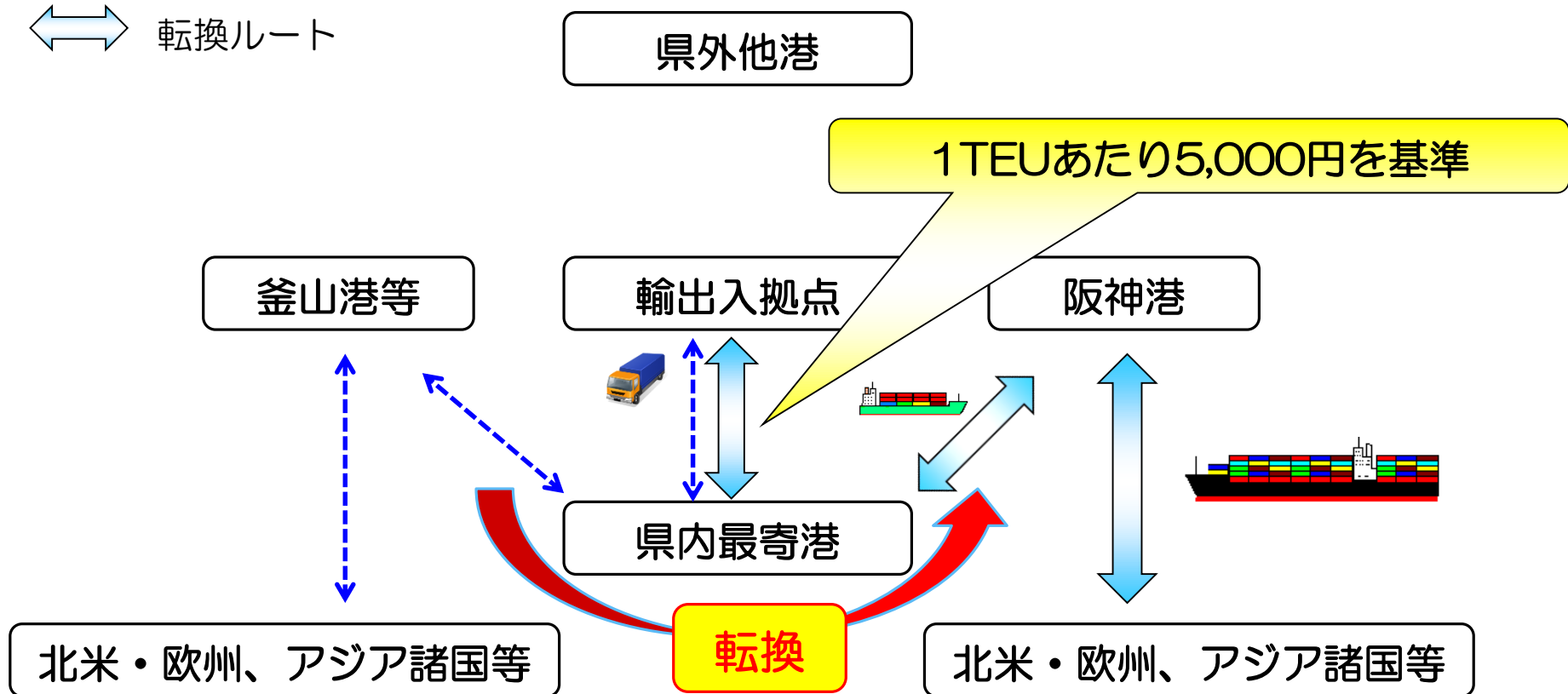
主な委託対象者：
荷主、フォワーダー

適用事例 3 接続港転換（国際フィーダー船利用）

県内最寄港利用のまま、釜山港等経由から阪神港経由へ転換

←---→ 従来ルート

⇔ 転換ルート

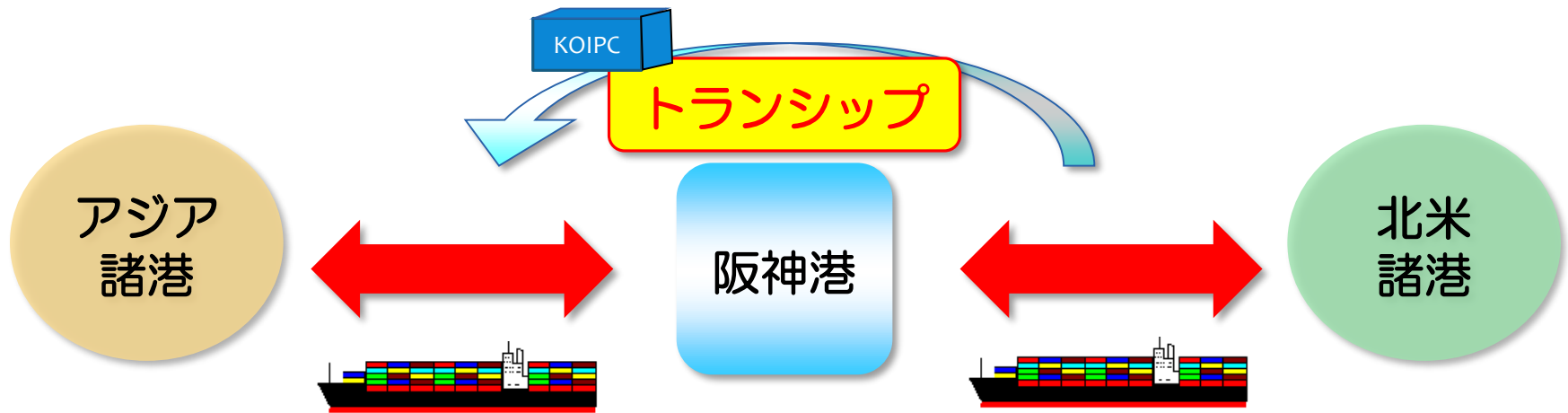


主な委託対象者：
外航コンテナ船社、
物流事業者

③ アジア広域集貨事業

1. 対象事業（概要）

東南アジア～北米間等で輸送される外貿コンテナを、
阪神港でトランシップする事業（日本の輸出入貨物を除く）



2. 委託対象者 外航コンテナ船社またはその日本代理店、物流事業者等

3. 委託内容 下記金額を基準に協議の上、決定

1TEUあたりの業務委託料（基準額）

10,000円（昨年より増額して設定）

※阪神港での揚げと積みで合わせて1TEU

④ 新規基幹航路誘致事業

主な委託対象者：外航船社

-1 新規航路誘致事業

1. 対象事業（概要） 阪神港に新規寄港する外航コンテナ定期航路
2. 委託対象者 外航コンテナ船社またはその日本代理店
3. 委託内容 下記金額を基準に協議の上、決定



航路属性	基準額/寄港
国際基幹航路	1寄港 200万円 を基準に寄港数に応じた額
国際基幹航路に接続する航路 阪神港での取り扱いが 1寄港あたり500TEU 以上 または 年間15,000TEU 以上	1寄港 100万円 を基準に寄港数に応じた額
国際基幹航路に接続する航路 上記に該当しない航路	1寄港 12万円 を基準に寄港数に応じた額

④ 新規基幹航路誘致事業

主な委託対象者：外航船社

-2 航路サービス拡充促進事業

1. 対象事業（概要）

阪神港へ寄港する外航コンテナ定期航路において、
投入船舶が大型化がされる事業（概ね1,000TEU以上）

2. 委託対象者

外航コンテナ船社またはその日本代理店

3. 委託内容

協議の上、決定



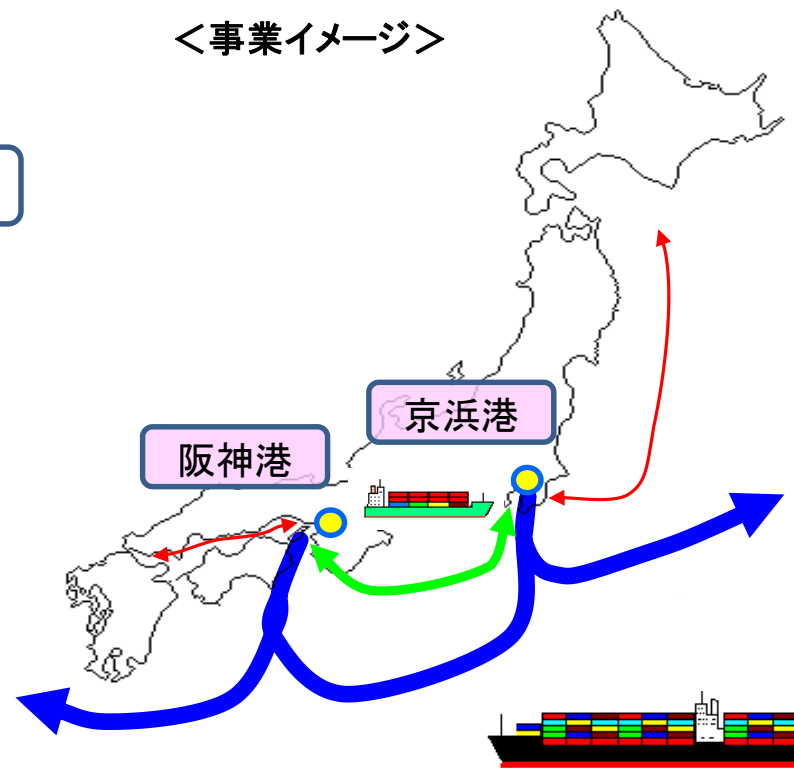
集貨事業における横浜川崎国際港湾株式会社 (YKIP) との共同支援事業

阪神・京浜の両港に寄港する基幹航路や国際フィーダー航路の開設等については、阪神国際港湾株式会社と横浜川崎国際港湾株式会社が連携して事業を実施。

<支援イメージ>



<事業イメージ>



Ⅲ 事業実施の基本的な流れ

事業実施の基本的な流れ

【応募期間】

平成30年4月2日～7月31日

※予算が無くなり次第、予告なく受付を終了することがあります

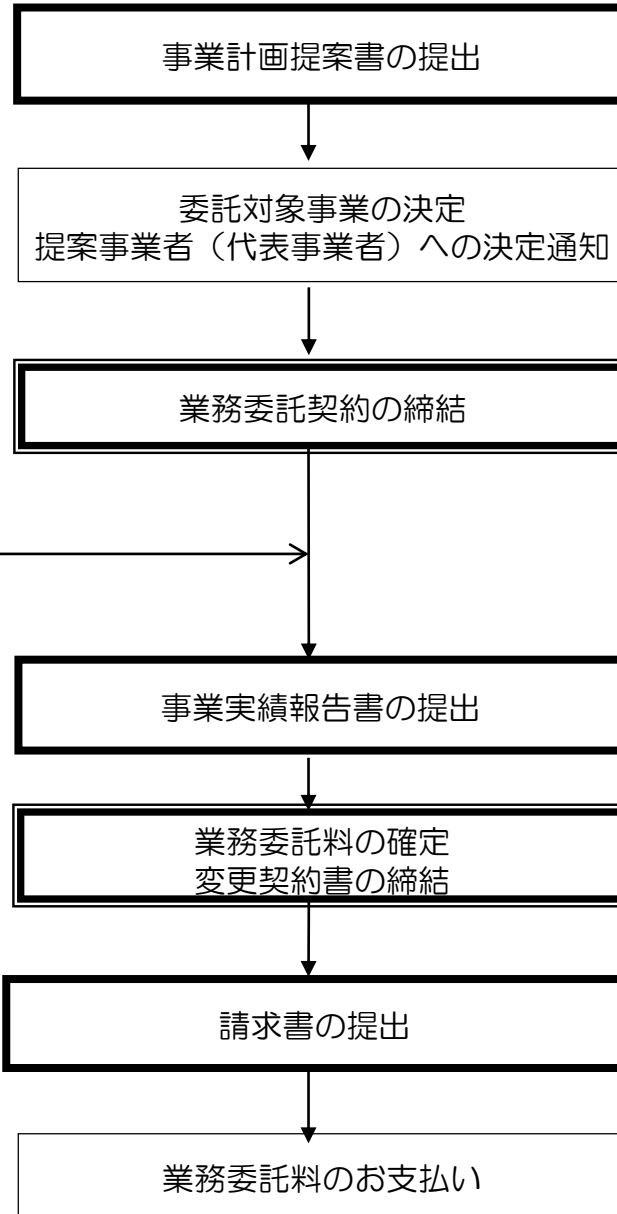
〔輸送実績の確認〕

阪神港を經由して輸送が行われていることを確認するため、関係書類の提出（B/L写し等）を求めます。

委託事業が完了した日から10日を経過した日
又は平成31年3月29日(金)
上記いずれかの早い日まで

平成31年4月中旬

請求から概ね1ヵ月後



事業計画提案書 審査後随時

事業決定後随時

〔凡例〕

事業者

阪神国際港湾(株)

両者



阪神国際港湾株式会社 沿革

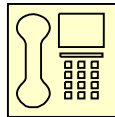
社名	阪神国際港湾株式会社 Kobe-Osaka International Port Corporation
本社所在地	神戸市中央区御幸通8丁目1番6号 神戸国際会館20階
代表者	代表取締役社長 外園賢治

平成26年10月 1日 阪神国際港湾株式会社設立
 同 11月28日 港湾法に基づく港湾運営会社に指定
 同 12月26日 国の出資を受け特定港湾運営会社へ移行

事業の応募や契約に関して、条件等があります。
詳細は、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

阪神国際港湾株式会社 営業部 営業課

〒651-0087 神戸市中央区御幸通8丁目1番6号 神戸国際会館20階



078-855-3206・3920



senryaku@hanshinport.co.jp